

令和3年3月19日

四万十町議会議長 味元 和義 様

教育民生常任委員長 古谷 幹夫



委員会審査報告書

本委員会に付託をされた議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案番号	議 案 名	審 査 の 結 果
議案第18号	四万十町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定について	原案可決 (全会一致)

□教育民生常任委員会

令和3年第1回定例会 委員会審査経過報告書

審査日：令和3年3月11日（木）

議案第18号（令和3年3月10日付託）

（1）件 名 四万十町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定について

（2）説 明 者 健康福祉課長他2名

（3）審査概要

「四万十町 第3期障害者計画」は、平成30年度から令和5年度までの6年間の、本町の障害者施策の基本的な考え方を示した計画である。

そして、「四万十町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下「次期計画」という。）は、3年ごとに見直しを行う障害福祉サービスの事業計画であり、具体的な成果目標や必要なサービス見込み量等を定め、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として定められている。

前期「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」から継続して掲げられている障害福祉サービスの充実のための成果目標・活動指標は、

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援拠点等における機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障害児支援の提供体制の整備等

の5項目であり、第5期計画の実績から、次期計画の考え方(国と四万十町の方針の対比)、成果目標、活動指標等が細かく記載されている。

次期計画ではさらに、

1. 相談支援体制の充実等
2. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

の2項目が追加された内容になっている。

また、障害福祉サービス等の見込みとして、項目毎に、サービスの内容、サービス量の見込み、見込み量の確保の方策等について細やかに明記されている。

尚、本計画を着実に実行していくため、進捗状況の点検及び評価については、「四万十町障害者自立支援協議会」で行うとしている。

(4) 審査意見

- 現場対応の職員の確保については、人員不足の状況が見受けられる。
- 障害者の法定雇用率の達成は、役場はもとより、民間事業者への協力要請も重要。
- 障害のある人が自立し、社会参加をするためには、様々なサポートが必要であるが、まだ多くのハードルがある。
- 計画の中で「地域生活への移行」とあるが、国の目標指針に対して町の目標値は合致していない。国の指針とのかい離がある。
- 障害者に対する、周りの理解を深めることが重要であるが、イベント等の機会を利用して、啓発活動に努めている。
- 相談窓口の充実が必要不可欠である。
- 計画の数値目標に対し、進捗の確認を行うことが必要である。

(5) 審査結果

本計画については、その内容を審査した結果、委員全員一致で可決すべきものと決定した。

なお、下記の点を考慮すべきこととして意見を付す。

- 進捗状況を確認するととも適宜議会にも状況報告されたい。
- 計画を実践するにあたって、現場における人的資源の確保を図ること。
- 広報・啓発の推進には、より一層努めること。
- 計画書P43、下段施設入所者の削減数の目標数値が5人増、8.6%増となっており表記方法を検討されたい。